

# 農の広場

登米市農業委員会だより

第27号

令和元年6月



## 新時代 変わること 変わらないこと

### 米山町 株式会社久保園芸くほのみなさん

久保園芸は2010年1月、株式会社として法人化されました。米やキュウリの他、野菜苗や菌床シイタケ等、多数の品目を生産しています。また、季節ごとに漬物の加工販売も行っています。

代表取締役の久保泰宏さんは、経験40年を超えるベテラン生産者ですが「これからの農業は勘頼りではいけない」とハウス内の温度や湿度、二酸化炭素濃度などもコンピューターで自動管理する「環境制御技術」の試験にも取り組んでいます。データ化することで、技術の継承にも大きな成果が期待できると言います。

「法人経営と言っても、それぞれの役割を果たし支えあってきた家族経営と、大切なことは同じである」という思いは今も変わりません。昭和、平成と歩んできた久保園芸は、令和の時代にも一筋の光として新時代の地域農業を明るく照らします。

担当：櫻井委員

## 農地利用状況調査にご協力を



7月上旬から9月まで、農地利用最適化推進委員と農地利用状況調査員が、市内の農地を調査します。

耕作放棄地や不作付け地などの遊休農地は、病害虫や有害鳥獣の発生の原因になるなど、周辺地域の営農をはじめ、生活環境にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

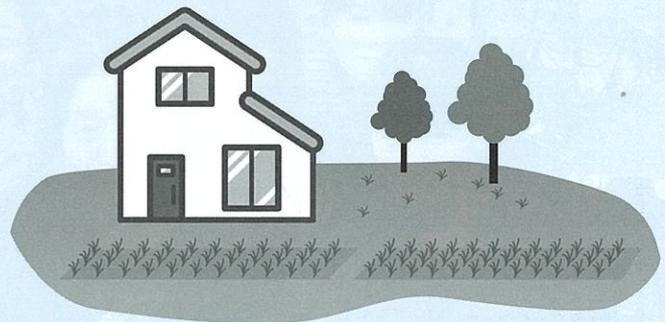
このため、農地の利用状況を確認するとともに、遊休農地の実態を把握し、その防止や解消につなげることを目的に、毎年農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

調査の際は農地に立ち入り、状況写真を撮影することもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 空き家に付属した農地の取得などの要件が緩和

「登米市空き家情報バンク」に登録されている空き家と「空き家に付属した農地」を取得する場合、1㎡から取得できるようになりました。

「空き家に付属した農地」への指定を希望される方、又は取得をしたい方は、企画部企画政策課で空き家情報バンクの登録手続き後に農業委員会事務局へご相談下さい。



## 農業委員会で許可などを行った面積

平成30年度 農地許可申請の審議状況

	農地法第3条 耕作目的の売買・ 貸借等	農地法第4条 所有者自身による 農地転用	農地法第5条 権利異動を伴う 農地転用	基盤強化法 認定農業者等への 売買・貸借等	合計
迫町	31.3ha	0.2ha	3.2ha	72.1ha	106.8ha
登米町	8.7ha	0.0ha	0.5ha	10.8ha	20.0ha
東和町	7.2ha	0.0ha	0.1ha	12.1ha	19.4ha
中田町	23.1ha	1.2ha	2.2ha	169.6ha	196.1ha
豊里町	11.1ha	0.1ha	1.7ha	43.9ha	56.8ha
米山町	20.8ha	1.8ha	2.3ha	137.2ha	162.1ha
石越町	6.4ha	0.0ha	0.5ha	59.8ha	66.7ha
南方町	4.5ha	0.1ha	1.5ha	96.2ha	102.3ha
津山町	0.8ha	0.0ha	0.3ha	0.3ha	1.4ha
合計	113.9ha	3.4ha	12.3ha	602.0ha	731.6ha
件数	194件	21件	146件	765件	1,126件

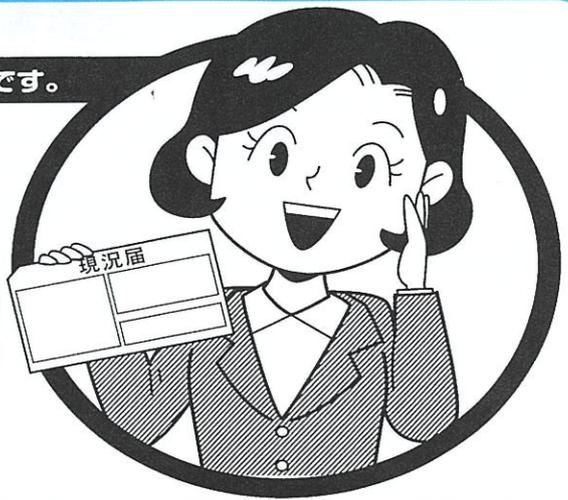
## 農業委員会の調査による遊休農地

平成30年度遊休農地状況

	荒廃農地 (再生可能)	山林原野化	合計
迫町	19.2ha	59.9ha	79.1ha
登米町	1.0ha	15.3ha	16.3ha
東和町	8.6ha	93.3ha	101.9ha
中田町	14.7ha	24.8ha	39.5ha
豊里町	4.4ha	11.9ha	16.3ha
米山町	5.1ha	20.2ha	25.3ha
石越町	5.1ha	19.7ha	24.8ha
南方町	10.3ha	16.1ha	26.4ha
津山町	3.8ha	34.0ha	37.8ha
合計	72.2ha	295.2ha	367.4ha

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

# 現況届は 忘れずに提出を!



農業者年金を受給されている方は、現況届をあなたの住所地の総合支所又は農業委員会に必ず提出してください。

## 現況届が届く時期は…

現況届の用紙は、5月末頃に直接受給権者ご本人あてに送付します。

## 現況届の提出時期は…

現況届は、受給権者ご本人が、現況届に署名・記入して6月中に農業委員会に提出してください。(今年は6月30日が日曜日のため6月28日までとなります)

## 現況届の提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

経営移譲年金・特例付加年金を受給している方については6つの項目の自己チェックに記入漏れがないか、ご確認ください

記載事項に同意の上、自署してください

### 農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)

〇〇年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

#### 1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック

あなたご自身について、以下の1~6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず〇を付けてください

- |   |  |    |     |
|---|--|----|-----|
| 1 | あなたご自身が農業を営んでいますか                              | はい | いいえ |
| 2 | あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか                     | はい | いいえ |
| 3 | 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしましたか | はい | いいえ |
| 4 | あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか                          | はい | いいえ |
| 5 | あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか                     | はい | いいえ |
| 6 | あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか                      | はい | いいえ |

(注)上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください

#### 2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

受給権者の欄			
農業所得の納税申告名義等、左記4~6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します			
氏名(自署)			
生年月日	大正・昭和	年	月 日
住所	都道府県		
	電話番号( )-( )-( )		

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入されるときは、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄	
氏名	受給権者との関係
住所	電話番号( )-( )-( )

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください

## 農業者年金 ~しっかり積立て、がっちりサポート、安心で豊かな老後を~

- ☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。  
60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。
- ☆ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができます。  
自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。
- ☆ 税制面で大きな優遇措置があります。  
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。
- ☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。  
認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

農地・農業者年金等に関するご相談は、登米市農業委員会へお問い合わせ下さい。  
登米市中田庁舎1階 ☎0220-34-2317 メールアドレス noui@city.tome.miyagi.jp

## 農業者年金に加入しました

宮城県農業大学校(園芸学部)を平成30年3月に卒業して専業農家になった瑞稀さん。

自家の果樹全般(桃、リンゴ)70aを担当しています。剪定作業から収穫、販売まで気が抜けない作業がたくさんありますが「あまくて、おいしい」と言ってくださるお客様の声を励みに「日々努力です」と言っていました。

現在は先生となる叔父にひとつひとつ教えてもらっている状況ですが、将来は面積拡大と加工部門(6次産業化)を取り入れた法人化を目指しているそうです。

今回、農業委員と父からの勧めがあり農業者年金に加入しました。保険料が全額社会保険料控除になることや農業経営に様々なメリットがあることに魅力を感じました。

担当：柴崎委員



えんどう みずき  
米山町 遠藤 瑞稀さん

## 次世代へバトンタッチ



ささき しんいち  
迫町 佐々木 伸一さん

伸一さんは、平成30年から両親の花栽培を手伝いながら就農しました。

ストック、トルコキキョウ、スターチスを27a栽培し、JAに出荷しています。苗づくりから全ての作業を両親と一緒に頑張っています。

昨年からはそら豆栽培も始めました。今年は面積も5aに増やし、順調に育っていると、とても喜んでいました。

ご両親は経営を引き継がせたいと話していました。会社勤めよりも時間に余裕が出来たと、子どもさんを抱っこする笑顔が素敵でした。

ますますのご活躍が期待されます。

担当：佐々木委員



平成30年度  
農業委員会だよりコンクール「特別賞」

### 編集委員

- 委員長 尾張 勝
- 副委員長 佐々木 まき子
- 委員 阿部 静男
- 岩淵 勉
- 櫻井 利光
- 柴崎 専一
- 鈴木 泰子
- 豊澤 啓司

令和という時代が農業を営む私たちにどんな未来と幸せを運んで来てくれるのかと、胸を膨らませ「青田」を眺めてうっとりしている今日この頃ですが、世の中は激しく揺れ動いています。

私たち農業者はしっかりと地に足を着き、惑わされることなく「誰が何を言おうとも、この国を背負っているのは私たちだ」という気概を持って生きていこうではありませんか。

皆さん、これからも農業委員と農地利用最適化推進委員の活動にご理解とご支援をよろしくお願いたします。

鈴木 泰子

## 編集後記